

令和2年度統計改革に関するリソースの要求状況について  
＜統計委員会建議に基づく重点配分事項＞

「令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（令和元年7月18日統計委員会。以下「建議」という。）において統計リソースを重点的に配分すべきとされている取組について、各府省が要求した令和2年度予算及び機構・定員の状況は、次のとおり。

I 予算要求

1. 建議に基づく重点配分事項

総額 139.2億円

2. 重点配分事項に該当する主な事業

- 政府統計全体のガバナンスの確立  
公的統計基本計画等推進費（政府統計の技術的課題の解決等）【総務省】、民間人材の活用【厚生労働省】
- 国・地方を通じた統計作成プロセスの適正化  
経済構造実態調査【総務省・経済産業省】、サービス産業動向調査【総務省】、家計消費単身モニター調査【総務省】、家計消費状況調査【総務省】、民間給与実態統計調査【財務省】、経済産業省生産動態統計調査【経済産業省】、商業動態統計調査【経済産業省】、エネルギー消費統計調査【経済産業省】、中小企業実態基本調査【経済産業省】、政府統計共同利用システムの整備【文部科学省】、統計作成プロセスの標準化及び統計処理プログラムの今後の方向性に関する調査研究【厚生労働省】、農林水産統計システム整備【農林水産省】、行政ビッグデータの活用検討【国土交通省】 等
- 経済統計の改善を始めとする府省横断的・共同的な統計整備  
シェアリングエコノミーに関する実態調査【経済産業省】、特定サービス産業動態統計調査【経済産業省】、国民経済計算【内閣府】、統計作成手法改善に向けた横断的検討、GDP統計の改善に関する研究等統計体制の基盤強化【内閣府】、産業関連表作成事業【総務省】、サービス以外の分野の生産物分類の作成・産業分類の見直しに関する調査研究【経済産業省】、企業統計の体系整備に関する調査研究【経済産業省】、建設総合統計の見直し検討【国土交通省】 等

- 統計の利活用促進

統計データ利活用の推進【総務省】、統計データのオープン化の推進・高度化【総務省】、センサス・マッピング・システム【総務省】、筆ポリゴンデータの高度利用に向けた環境整備費【農林水産省】、農林水産統計情報ネットワーク整備【農林水産省】 等

- 人材の確保・育成等を始めとした国・地方を通じた基盤整備

統計調査の品質管理【総務省】、統計指導者講習会実施経費【総務省】、オンライン研修等による統計人材の育成・充実【総務省】、各府省の統計作成支援のための相談・支援窓口の設置【総務省】、厚生労働省統計研修事業【厚生労働省】 等

(注1) 各府省の統計事業(「統計調査」及び「統計に関連する事業」)に係る概算要求額であり、事務処理経費で実施される統計事業、職員の人件費、独立行政法人運営費交付金等は含まない。

(注2) 事業費の中から建議に係る経費を切り出せないため、事業費総額を計上したものが含まれている。

### 重点配分事項に該当する予算要求の状況(府省等別)

(億円)

	1 政府統計全体のガバナンスの確立	2 国・地方を通じた統計作成プロセスの適正化	3 経済統計の改善を始めとする府省横断的・共同的な統計整備	4 統計の利活用促進	5 人材の確保・育成等を始めとした国・地方を通じた基盤整備	合計 <sup>注</sup>
内閣府		4.5	3.5	3.1	3.1	5.0
総務省	2.8	49.5	3.4	11.9	3.9	63.0
財務省		0.4		0.4		0.4
文部科学省		9.5				9.5
厚生労働省	0.08	4.6			0.6	5.2
農林水産省		29.5		0.6		30.1
経済産業省		24.3	3.0		1.7	24.8
国土交通省		0.3	0.8			1.1
計	2.9	122.6	10.7	16.0	9.2	139.2

注 複数の項目に該当する要求があるため、各府省の各項目の合計は、「合計」欄の額に一致しない。  
(「合計」欄の額が、各府省における要求の実額を表す。)

(参考)

表1 統計調査計画等に係る概算要求の状況

(単位：億円、%)

区 分	年 度	令和元年度 予算額 (当初)	令和2年度 要 求 額	対 前 年 比	前 年 増 減	対前年度比
		①	②		(②-①)	(②/①)
統計調査 (国勢調査関連経費を除く)		338.4 (313.3)	982.4 (261.1)		644.0 (△52.2)	290.3 (83.3)
統計に関連する事業 (国勢調査関連経費を除く)		58.7 (57.8)	108.1 (106.8)		49.4 (49.0)	184.1 (184.7)
計 (国勢調査関連経費を除く)		397.1 (371.1)	1090.6 (367.9)		693.4 (△3.2)	274.6 (99.1)

表2 統計調査計画等に係る府省別概算要求の状況

(単位：億円、%)

府省等名	令和元年度予算額 (当初)		令和2年度要求額		対 前 年 比 ( ② - ① )	対前年度比 (②/①)
	金 額 ①	構成比	金 額 ②	構成比		
人 事 院	0.4	0.1	0.2	0.01	△0.2	40.7
内 閣 府	8.3	2.1	9.1	0.8	0.8	109.9
復 興 庁	0.1	0.03	0.1	0.01	0.0	103.6
総 務 省 (国勢調査関連経費を除く)	191.5 (165.5)	48.2	890.2 (167.6)	81.6	698.7 (2.1)	464.9 (101.2)
法 務 省	0.3	0.1	0.3	0.02	△0.01	100.0
財 務 省	8.9	2.2	9.5	0.9	0.6	106.7
文 部 科 学 省	3.9	1.0	11.6	1.1	7.8	297.4
厚 生 労 働 省	42.8	10.8	51.3	4.7	8.5	119.9
農 林 水 産 省	91.5	23.0	65.4	6.0	△26.1	71.5
経 済 産 業 省	28.3	7.1	31.1	2.8	2.8	109.9
国 土 交 通 省	18.9	4.8	19.9	1.8	1.0	105.3
環 境 省	2.3	0.6	1.9	0.2	△0.4	82.6
計 (国勢調査関連経費を除く)	397.1 (371.1)	100.0	1090.6 (367.9)	100.0	693.4 (△3.2)	274.6 (99.1)

## Ⅱ 機構要求

(政令職)

- 参事官（役割が拡大した統計委員会の補佐体制強化のための整備）【総務省】

(省令職)

- 課長（国民経済計算を中心とした統計審査基盤整備）【内閣府】
- 調査官（消費者物価指数の精度向上に資する調査手法の開発等）【総務省】
- 企画官（統計委員会評価分科会が行う個別統計の品質の評価）【総務省】

## Ⅲ 定員要求 71人（振替、時限要求含む）

- 政府統計全体のガバナンスの確立 28人
  - ① ガバナンスの確立、PDCAを確実に回る仕組みを担う体制整備
    - 2人（景気統計調査の信頼性回復のための体制整備1等）【内閣府】
    - 5人（公的統計作成のガバナンス確立のための体制整備）【総務省】
    - 2人（農林水産統計のガバナンス強化）【農林水産省】
    - 3人（統計調査の品質保証の管理強化2等）【国土交通省】
  - ② 統計幹事をサポートする体制整備（分析審査等）
    - 5人（国民経済計算を中心とした統計審査基盤整備）【内閣府】
    - 2人（統計分析の高度化）【警察庁】
    - 8人（公的統計の分析・審査支援体制6等）【総務省】
    - 1人（統計分析審査官の配置に伴う体制整備）【財務省】
- 国・地方を通じた統計作成プロセスの適正化 42人
  - 1人（調査統計審査体制整備）【文部科学省】
  - 5人（毎月勤労統計調査の改善1、国民生活基礎調査の抜本的見直し2、縦断調査のオンライン調査実施1、調査票情報等の適正な管理を確保するための体制整備1）【厚生労働省】
  - 7人（統計作成業務のシステム化・デジタル化4、データの積極的活用に向けたEBPM推進1、行政データの積極的活用2）【経済産業省】等
- 経済統計の改善を始めとする府省横断的・共同的な統計整備 11人
  - 4人（新たな分類体系（生産物分類）に基づく調査結果の審査・公表3等）【総務省】
  - 2人（統計改革におけるGDPの精度向上に向けた生産物分類策定）【経済産業省】等
- 統計の利活用促進 2人
  - 2人（統計情報コンテンツの提供及び管理運用業務1、古書の電子化推進1）【総務省】

- 人材の確保・育成等を始めとした国・地方を通じた基盤整備 15人
  - 10人（学校教員研修の企画・導入1等）【総務省】
  - 3人（統計事務に係る体制整備）【財務省】
  - 2人（統計に関する研修の強化）【厚生労働省】

（注） 建議の複数の項目に該当する要求があるため、各項目の人数を合算したものは合計と一致しない。

### 府省別の定員要求状況（振替、時限要求含む）

（人）

	1 政府統計全 体のガバナ ンスの確立	2 国・地方を通 じた統計作 成プロセス の適正化	3 経済統計の 改善を始め とする府省 横断的・共同 的な統計整 備	4 統計の利活 用促進	5 人材の確保・ 育成等を始 めとした国・ 地方を通じ た基盤整備	合計 <sup>注</sup>	平成 31 年度要 求合計
人事院		1				1	1
内閣府	7	7	5			7	2
警察庁	2					2	0
総務省	13	13	4	2	10	34	18
財務省	1	4			3	4	0
文部科学省		1				1	0
厚生労働省		5			2	7	2
農林水産省	2					2	0
経済産業省		7	2			9	1
国土交通省	3	3				3	1
環境省		1				1	0
総計	28	42	11	2	15	71	25

注 複数の項目に該当する要求があるため、各項目の人数を合算したものは一致しない。

（「合計」欄の数が、各府省における要求の人数を表す。）

(参考1) 令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議(令和元年7月18日統計委員会)(抄)

1 基本的な考え方

毎月勤労統計における不適切事案の発覚を発端として、公的統計に対する国民の信頼は大きく損なわれた状況にある。

統計委員会は、このような公的統計の不備に対する第一次再発防止策として、本年6月に「公的統計の総合的品質管理を目指して」を取りまとめ、政府に対して適切な対応を取るよう求めた。この再発防止策の中では、統計作成プロセスの適正化や誤り発生時の対応体制の整備、調査実施基盤の整備等を行うことを掲げており、これらを実現し、公的統計の信頼を取り戻すことが喫緊の課題である。このため、まず、「公的統計の総合的品質管理を目指して」で指摘している事項を実現するための取組について、統計リソースを重点的に配分すべきである。

(中略)

2 令和2年度の重点分野

上記1.の基本的な考え方に基づき、国民の公的統計への信頼を取り戻すため、以下の取組を重点的に推進することとし、特に、今年度から着手できる事項については、令和2年度概算要求を待たずに取りかかるべきである。

(1) 政府統計全体のガバナンスの確立

- ・ 政府全体としての統計に関するガバナンスの改善のための体制の整備等(総務省による各府省の調査計画の履行状況の確認、政府横断的な情報の収集・分析・共有、国の統計業務の「共同化」への取組等)
- ・ 各府省統計幹事の下、PDCAサイクルが確実に回る仕組み(調査計画の履行状況や統計作成プロセスの各段階の連携状況等についての点検・評価等)を担う体制の整備
- ・ 個別統計の分析審査を行う体制の速やかな整備(各府省において、調査担当から独立した分析的審査担当が、調査結果の分析的審査、調査設計等の変更時の影響分析、外部からの疑義照会への対応、誤りが発覚した場合の原因分析と再発防止策検討状況の管理等を実施)
- ・ 統計技術的な見地から統計幹事をサポートする体制の整備(所管統計が少なく統計に関する十分な知見を有する者を統計幹事に配置することが難しい場合)

(2) 国・地方を通じた統計作成プロセスの適正化

- ・ 調査の改革(社会経済情勢を反映した調査内容の抜本的な見直し、ICTや行政記録情報、ビッグデータの活用等による調査手法や統計作成プロセス・システムの抜本的な見直し等)を行う企画担当や、統計リテラシーが低い政策部局の統計作成やデータ収集・分析等への相談・支援窓口(いわゆる統計コンシェルジュ機能など)の計画的な整備
- ・ ICTを活用した業務プロセスの見直し(オンライン回答の利便性向上・負担軽減等によるオンライン調査の推進。手作業・目視確認のデジタル化や新技術の導入によるプロセス・システムの見直し)、システムを用いたエラーチェックの徹底
- ・ ビッグデータ・行政記録情報等の活用による統計作成方法の改善や新たな経済指標の作成のための調査研究
- ・ 統計調査等の効率的実施と、統計関連情報システムの安定的な運用・着実な整

備の両立。ブラックボックス化した情報システムを見直し、職員が効率的かつ安定して活用できるシステムの構築。容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行

- ・ 優れた能力を有する民間事業者の積極的かつ適切な活用
- ・ エラーチェック、委託事業者等への履行確認、調査票データの保管等、調査プロセス適正化に必要な体制の確保
- ・ 国・地方における業務の効率化等につながるAIやRPA（自動化ロボット）の導入に向けた調査研究
- ・ 都道府県の統計専任職員に係る体制確保（調査環境の困難化や調査員の高齢化等の課題への対応、統計調査事務のチェック体制及び指導体制の強化）
- ・ 優秀な統計調査員の確保・育成・運用。調査員活動の適切な管理・支援に必要な体制の確保。調査実務に携わる調査員を効率的かつ効果的に指導監督するためのシステムの構築（例えば、タブレット等のデバイスの導入）

### （3）経済統計の改善を始めとする府省横断的・共同的な統計整備

- ・ QE・年次・基準年各段階におけるGDP統計の加工・推計方法の改善（産業連関表のSUT体系への移行に向けた取組を含む。）及び基礎統計の改善
- ・ 建設総合統計（建設工事出来高）の精度向上（建築着工統計（補正調査）の見直し、最新の工事進捗パターンの統計への早期反映）
- ・ 月次のサービス関連統計や企業関連統計の改善・整備
- ・ 財分野の生産物分類の策定のための調査研究
- ・ シェアリングエコノミーなど多様化するサービス産業の経済活動を計測する研究・調査
- ・ 公的統計基本計画に基づいた障害者統計の充実

### （4）統計の利活用促進

- ・ 統計データの利便性向上（機械判読可能な形式での提供、利用者が自動取得可能な形（API機能）での提供、利用者の特性に応じた提供、e-Statの利便性向上、GIS（地理情報システム）の高度化）
- ・ 調査票情報のオンサイト利用の促進、調査票情報のデータ形式の統一化

### （5）人材の確保・育成等を始めとした国・地方を通じた基盤整備

- ・ 統計委員会、総務省（政策統括官・統計局・統計研究研修所）及び（独）統計センターによる、各府省の統計作成への支援（相談・支援窓口の設置、各府省・地方への人材派遣、OJT研修生の受け入れ、調査の共同実施、受託調査等）
- ・ 統計研修の充実・環境整備（国・地方の職員向けのオンライン研修の拡大、総務省統計研究研修所の研修や総務省におけるOJT研修を受けやすくするための研修定員や代替要員の確保、業務レベル等に対応した研修構築によるスキル認定など）、統計システムの構築・運用・セキュリティ確保等に対応するICTの知見を有する人材の育成
- ・ 統計の質を確保するため、民間事業者や地方公共団体等の指導・管理の徹底、総務省統計局が実施している調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組（いわゆる「コンプライアンスチェック」）の導入

## 3 本建議の周知、フォローアップ等

本建議が統計リソースの確保及び重点的な配分に着実に反映され、フォローアップ

を通じて政府全体の統計ガバナンスの確立が図られるよう、当委員会は総務省に対し、以下のとおり要請する。

- ・ 各府省における概算要求の検討に資するため、本建議の内容を各府省に十分周知するとともに、要求後は、ヒアリング等を通じて統計リソースに関する各府省の要求状況を把握するとともに、当委員会に報告すること  
(中略)



(参考2) 令和2年度 EBPM に関するリソースの要求状況について

(内閣官房行政改革推進本部事務局調べ)

各府省が要求した EBPM に関する令和2年度予算及び機構・定員の状況は、次のとおり。

**I 予算要求** 12.3 億円

再犯防止施策の実施状況の把握・効果検証実施体制の整備【法務省】、政策の企画立案等に必要な国内外の動向調査・分析等【文部科学省】、EBPM の推進に資するデータの提供★【農林水産省】、EBPM 推進に係る調査研究等【国土交通省】、政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究【総務省】 等

**II 機構要求**

なし

**III 定員要求** 18 人 (振替、時限要求含む)

5 人 (経済分析体制整備)【公正取引委員会】

2 人★ (統計分析の高度化)【警察庁】

7 人★ (EBPM・統計人材育成 2★、各府省及び地方公共団体の支援・連携調整のための体制整備 1★、学校の教員研修の企画・導入業務の体制整備 1★、EBPM 推進のための体制整備 3)【総務省】

1 人 (EBPM 推進に係る体制強化)【外務省】

2 人★ (EBPM・統計に関する研修の強化)【厚生労働省】

1 人★ (EBPM 推進に係る体制整備)【経済産業省】

(注1) 「統計改革推進会議最終とりまとめ」(平成29年5月)の「1. EBPM 推進体制の構築」、「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」(平成30年4月27日 EBPM 推進委員会・統計委員会)、「EBPM を推進するための人材の確保・育成等に関する方針」(平成30年4月27日 EBPM 推進委員会・統計委員会)に掲げられた取組に係る要求。統計委員会建議に該当する要求も含まれる(★は建議と重複しているもの)。

(注2) 予算要求について、職員の人件費、独立行政法人運営費交付金等は含まない。